

並ばずにできる! 税務手続きは e-Tax

中野税務署 松本善夫署長に聞く



<プロフィール>

松本 善夫 (まつもと よしお)

福島県出身。大宮税務署副署長、国税庁監督評価官、東京国税局調査第一部特別国税調査官、同調査第三部統括国税調査官を歴任。平成21年7月に中野税務署長に就任。趣味はウォーキング。週末にはスロージョギングで数キロ走ることも。

「ダイレクト納付」で納税もラクラク

東京の中心部近くにありながら、一大住宅地としての顔を持つ中野区。人口密度は23区内トップを誇り、区の中心地である中野駅前すぐに、区役所などの行政機関や中野サンプラザ、中野ブロードウェイなどが所在する便利で個性的な町でもある。また中野駅前には、所得税の還付や法人税の申告などを行う際に利用する「中野税務署」もある。中野区全域を管轄する同署ではいま、納税者の利便性向上のために「e-Tax」(国税電子申告・納税システム)や「ワン・ストップ・サービス」などの制度充実に取り組んでいるという。e-Taxをはじめとした同署での取り組みについて、松本善夫署長に話を聞いた。(本文敬称略)

【本紙・拝田梓】

Q: 国税当局がいま力を入れているという、e-Taxとはどんなシステムですか?

松本 e-Taxとは国税電子申告・納税システムのことで、あらかじめ開始届出書を提出することで、国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きを、インターネットを利用して電子的に行えるようになるサービスです。

e-Taxを利用すれば来署にかかる時間と交通費を節約できますし、税務署の窓口が開いていない時間でも手続きを行えるというメリットがあります。さらにはe-Taxに対応した会計ソフトを使えば、申告書等のデータ作成から提出まで一連の作業を電子的に行えますので、事務の省力化やペーパーレス化にも効果が期待できると思います。

そのほかにも、e-Taxを利用した還付申告については早期処理をされていますので、おおむね3週間程度で還付しています。このように、大変便利な制度ですのでぜひ皆様にご利用をお願いできればと思います。

Q: 非常に便利な仕組みにあたって必要なものはありますか?

松本 e-Taxの利用に関しては、インターネットを利用できるパソコン、住基カードなどの電子証明書、電子証明書を読み取るためのIC

窓口を1階に集中して 利便性アップ

Q: 中野税務署がある中野区とはどのような地域でしょうか。

松本 中野区は戦前から住宅街として発展しており、昔ながらの人情味溢れる商店街が数多くある地域です。人口は30万人を超えており、人口密度としては23区内トップになります。世帯の半数以上は単身世帯で、20歳代の人口比率が高いという特徴があります。

納税者の方の数は、法人数・個人数ともに東京局管轄内で真ん中ぐらい

でしょうか。屈指の住宅地ということもあり、法人に不動産関連業種が多いのも特徴です。

近年は、中野駅を中心とした趣味に特化した商店街なども全国的に有名になっていきます。日本国内だけではなく、海外からの観光客の方がフィギアなどをお求めにいらつしやることもあるようです。また、中野サンプラザでは常時さまざまな催し物が行われており、文化的に熟成した土地だといえます。

カードリーダーライタが必要になります。また、簡単にパソコンのクリック操作で納税が行える「ダイレクト納付」とはなんですか?

e-Tax 利用のメリット

■オンライン手続きによるメリット

- 時間・コストの削減
(用紙調達、郵送、持参等の手間が不要)
- 手続き時間の延長
(平日は夜9時まで、確定申告期は24時間)
- 事務所の電子化を促進
(申告業務の効率化、品質向上。ペーパーレス化)

■行政事務のスリム化等

- 経費等の削減
- 業務処理時間の短縮

行える「ダイレクト納付」をご利用になる方は、こちらでも事前に届出が必要になります。

Q: 「ダイレクト納付」とはなんですか?

松本 ダイレクト納付とは、e-Taxを利用して電子申告などを行った後、税務署や金融機関においていただくことなく、自宅やオフィスから税金の納付ができるというサービスです。事前に届出をした金融機関の口座から簡単なパソコン操作で税金の納付をしていただけのようになります。納付は即時だけではなく、期日を指定することも可能です。また、インターネットバンキングなどの契約は必要ありません。これは源泉所得税や消費税など、納付の回数が多い法人の場合にメリットが大きくなります。

以前は中野駅近くに警察大学校がありましたが、いまは再開発地域となっています。大学や商業ビルなどを中心とする施設の建設が予定されており、先端的な都市活動拠点へと発展していく地域だと思います。

わたしも昼休みなどに、税務署の周りを歩いて地元の様子を楽しんでいます。

また、例年10月の土日に中野駅周辺で行われる「中野まつり」では、税務関係民間団体で組織する中野税務懇談会が税金クイズなどのイベントを通じて、税知識の普及・啓

(2面へつづく)

めざします 企業の繁栄と社会への貢献



社団法人 **中野法人会**

〒165-0026 東京都中野区新井2丁目33番6号
(新井南公園前)

TEL: 03-3388-6896 FAX: 03-3388-2550

URL: http://www.nakanohoujinkai.org/

E-mail houjin@onyx.dti.ne.jp



社団法人 **中野青色申告会**

〒164-0011 東京都中野区中央4丁目9番11号

TEL: 03-3380-8761 FAX: 03-3380-8763

URL: http://www.nakano-aoiro.org/

【表】利益計上法人数と欠損法人数

区 分	法人数（社）			欠損法人 割合
	利益計上法人	欠損法人	合計	
平成 10 年分	820,302	1,688,550	2,508,852	67.3%
平成 11 年分	760,187	1,767,037	2,527,224	69.9%
平成 12 年分	802,434	1,734,444	2,536,878	68.4%
平成 13 年分	806,867	1,742,136	2,549,003	68.3%
平成 14 年分	792,626	1,757,461	2,550,087	68.9%
平成 15 年分	813,184	1,737,382	2,550,566	68.1%
平成 16 年分	846,630	1,722,023	2,568,653	67.0%
平成 17 年分	849,530	1,730,981	2,580,511	67.1%
平成 18 年分	867,347	1,719,021	2,586,368	66.5%
平成 18 年度分	871,241	1,715,343	2,586,584	66.3%
平成 19 年度分	852,627	1,735,457	2,588,084	67.1%
平成 20 年度分	740,533	1,856,575	2,597,108	71.5%

国税庁がまとめた会社標本調査によると、平成20年度分に赤字を計上した法人企業数が全体の71・5％に及ぶことが分かった。会社標本調査は、税務統計より法人企業の実態を明らかにするもので、調査は税務署に提出された法人税の確定申告書などから実施。昭和26年から始まり、今回が59回目となる。赤字法人の割合が7割を超えるのは、調査を開始して以来初めてのことと、法人税収の減少など各所に大きな影響を与えている。

国税庁がまとめた会社標本調査によれば、平成20年度分の黒字企業数は、全260万社中28・5％の74万533社で、一方で赤字企業数は全体の71・5％の185万6575社になっている（表）。赤字企業が全体の7割を超えたのは調査開始以降初めてのこと。過去最高だった同11年分の69・9％を1・6％更新している。平成に入ってから最も欠

申告企業7割が赤字で過去最悪

交際費も前年度分比4・6％減

損法人割合が低かったのは同2年分の48・4％で、20年弱で20％の法人が赤字に転じたことになる。

また、営業収入金額は1419兆5138億円、前年度分から9・2％の減少。過去最悪の減少率となった。営業収入のうち、利益を計上している法人の総額は834兆5336億円で、前年度分と比べて27・0％減少した。また、利益計上法人が得た所得金額は35兆2209億円で、前年度分と比べ36・2％減。これらの減少率も過去最悪となった。

悪い意味での記録更新オンパレードといった様相を呈している。利益計上法人の所得金額のピークは同18年度分。全法人の営業収入金額のピークが同10年分で、法人全体の営業収入が伸び悩む中、利益計上法人の所得額のみがここ数年増加していたが、この不況の影響で利益を上げていた法人でさえも大幅な利益減少になった。

企業の支出を内容別にみると、まず「交際費」については総計3兆2261億円で、前年度分比4・6％の減。いわゆる「交際費の5千円基準」により大幅に減った同19年度分と違い、今年は影響を受けるような法改正はなく、この面においても、不況の影響がみられる。

4・6％減

その一方で、「寄付金」の支出額は4940億円で、前年度分より155億円（3・2％）増加した。子会社への支援目的の寄付などを除く、指定団体や、特定公益増進法人に対して行われる慈善寄付金についても2・2％増。不況下において意外な伸びとなった。

ただしこれまでも景気などとの連動性に乏しい動きをしており、理由については個々の法人の事情による面が大きいようだ。本調査によると、同20年度分の法人数は同19年度分より9151社増加の260万3365社だった。資本金別に法人数の内訳をみると、資本金1千万円未満が57・6％、資本金1千万円以上1億円以下が41・2％といわゆる「中小企業」が全体の98・8％を占めている。

10億円以上の法人が全体に占める割合は同10年分から0・3％と変化がないが、1千万円以上1億円未満の法人は同10年分が46・1％、同15年分が43・9％、同20年度分が40・8％と減少、逆に1千万円未満の法人が占める割合は同10年分が52・5％、同15年分が54・6％、同20年度分が57・6％と増えてきており、法人数の増加はほぼ小規模な法人の増加であることが分かる結果となっている。

（1面のつづき）

発を行っています。参加した方々には楽しんでいただけているようです。

Q・中野税務署として現在取り組んでいることはありますか？

松本 納税者の皆様方の利便性向上を目指し、窓口の一元化を昨年の7月より行っています。以前は、税目やご相談の内容ごとに別々の窓口にご案内していただきました。しかし窓口を一元化したことにより、納税証明書、申請書の発行、申告書、申請書などの提出、税金の納付、税金に対する一般的な相談などをすべて1階に設置した総合窓口で行えるようになりました。

税務署側としても事務の効率化を推進することができ、納税者の皆様方も

からみても、窓口の一本化によって非常に便利になっているのではないかと思います。

中野税務署はエレベーターがないものですから、2階・3階への御用の際には高齢者の方などには不便なこともありましたが、いまは1階の窓口においてワン・ストップで対応できます。

来署された方からは「あちこち行かなくて済むので便利になった」と好評です。Q・最後に、これからどのような税務署を目指すのかお聞かせください。

松本 「税」を取り巻く環境は、IT化や国際化により複雑困難化している状況にあります。税務行政全般に対して納税者の皆様方の目も厳しくなっていることは

間違いないと思っています。そのような中で、国税庁の任務・使命というのはいつの時代でも変わりはありません。申告納税制度が円滑に機能するように、信頼される税務行政の確立を目指しまして、「適正公平な課税の実現」と「納税者サービスの向上」に向けて取り組んでいくつもりです。そのために、国税庁ホームページによる税に関する情報提供であるとか、租税教育、また税務手続きにおける利便性の向上など、さまざまな納税者サービスの充実に向けて努力するとともに、的確な指導と的確な調査、滞納整理を行うことで適正公平な税務行政の推進を図っていきたいと思っていますので、ぜひよろしく願います。

還付金詐欺にご用心！

「払い過ぎた税金をお返しします」などと税務署などを装った電話をかけてきて、現金自動預け払い機（ATM）を操作させて逆に振り込みをさせる「還付金詐欺」。平成21年の発生件数は299件で、被害総額は約2億440万円だった。平均して、1件当たり約82万円の被害額となる。

同20年の4539件に比べると激減しているが、その理由について警察庁は、「ATM操作をともなうことから、銀行員などの声かけにより水際で防止できているため」としている。だが、

東京都だけは依然多い傾向にあるという。これは、「ATM数が地方に比べて多いため目が届きにくい」と、電話がかかってきただけで被害者が近くのコピー機などで対応できず、被害額が増えているという。還付金の詐欺師と実際に電話で話したという税理士によると、「顧問先に、国税局の国庫管理係と名乗る人から『還付金のことと話がある』と電話があった」という。「対応をした社長さんは、『税に関することはすべて税理士に一任しているから』と、相手の電話番号を聞いてわたしに折り返

しかけるよう依頼。だが、わたしは電話をかけて名乗るとすぐに切れ、それ以降かけ直してもつながらなくなった」と語り、「おかしいとは思ったが、途中までは気付かなかった。もし顧問先が自分で対応しようと思っていたら、危なかったかもしれない」と語る。

国税庁は、①還付金受取のために金融機関などのATMの操作を求めることはありませ

「国税局国庫管理係」と名乗る

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



全国法人会総連合会長 大橋 光夫

法人会は、適正な申告納税をめざす企業の間から生まれた団体です。地域経済の中核を担う中小企業の活性化につながる税制改正提言や、未来を担う子供達に租税教育を行うなど、会員企業が自ら中心となって様々な活動を展開し、地域社会のお役に立ち信頼される存在になろうと努めています。

全法連は、約 100 万社の会員企業
41 都道府県に 442 の会を擁する団体です。

——主な活動は——

- ◆税や財政・企業経営などをテーマとした講演会やセミナーを開催しています。
- ◆最新の税制や経営情報を提供しています。
- ◆様々な分野の経営者が集まって異業種交流を行っています。
- ◆充実した福利厚生制度により企業や従業員の安心をサポートします。

法人会では皆様のご参加をお待ちしています。

●入会のお申し込み・お問い合わせはお近くの法人会事務局までご連絡ください。
上記は法人会の標準的な活動を紹介しています。法人であれば規模、業種を問わず法人会にご加入いただけます。
会費はそれぞれの法人会によって異なります。

財団法人 全国法人会総連合



TAX・経営プチ解説

ジム付きマンション

消費税の課税は？

本格的な器具を用いてダイエットや体力強化に取り組めるのがトレーニングジム。天候に左右されないだけでなく、トレーナーが各個人に合わせたアドバイスをしてくれるため、効率的な運動をすることが可能だ。

近年、こうしたトレーニングジムの備えた賃貸マンションが増えている。その利用料は賃料に含まれていることが多いが、この場合の消費税の課税関係はどうなっているのだろうか。

居住用マンションの家賃は原則として非課税扱い。しかし、トレーニングジムの備えたマンションの場合、そのジムのマンション住人以外の人を利用可能かどうかによって取り扱いが変わってくる。利用可能であれば、賃料のうちジムの利用料金に当たる部分のみが消費税の課税対象になるが、そうでなければ非課税となる。

トレーニングジムの使用料に限らず、賃料にさまざまな施設の利用料が含まれるケースは少なくない。

たとえば駐車場の使用料が賃料に含まれる場合、住人が自動車を所有しているかどうかにかか

わらず、全室に1台以上の駐車場が付属する場合は非課税だが、それ以外の場合は駐車場料金を合理的に区分した金額が課税対象となる。

マンションに付属する施設・設備の使用料は、①全住宅にその施設・設備が付属している②住人のみの利用が前提となっている——など、住宅に対する従属性がより強固な場合にのみ非課税となるわけだ。

一方、マンションの経営者が賃料とは別に徴収する金銭については、基本的には消費税の課税対象と考えていい。ただし、住民が均一に負担する性質のものである「共益費」は、その名目にかかわらず非課税となる。

復活前提で「休眠」

手続きと注意点は

会社法改正前は、高値で売買されることもあった「休眠会社」。改正により1円で株式会社を登記できるようになったことから売買のうまみは減りつつあるようだが、事業再編により子会社の事業を整理したものの、折をみて復活させることを目的に登記は残したままにしておく——などと再開を前提に休眠させる場合もある。

会社を休眠させるためには、まずは税務署や都

道府県税事務所、市町村役所への届出が必要。そのうえで、復活させることを視野に入れているのならば、休眠中でも行わなければならない手続きがある。

まず一つ目が、「税務申告」だ。休眠状態とは、あくまで「企業活動を停止している」というだけのこと。法人としての登記が残っている限りは、申告も必要になる。これは法人住民税の均等割なども同様だが、自治体によって扱いが違うので窓口で確認する必要がある。

また、申告を行わなければ青色申告制度の適用や欠損金がある場合の繰り越しは、申告を続けていないと受けることができなくなってしまう。

二つ目は、「役員の改選」である。休眠中も定款に決められている期間ごとに役員および監査役の改選をする必要がある。行わなければ、選任懈怠(かいたい)として過料が加えられる。なお、有限会社には任期の定めはない。

ところで、休眠会社は最後に登記があった日から12年経過すると、法務大臣の判断により「みなし解散」とされるので注意が必要(会社法第四百七十二条)。12年を過ぎて2カ月以内に本店所在地を管轄する登記所へ「事業を廃止していない」という届出書を出すよう、官報に公告される。その間に届出書が出されなければ、解散とされるので気を付けよう。

住宅資金を借り換え

ローン控除OK

住宅を新築・購入する際に多くの人を利用する住宅ローン。固定金利や変動金利、一定期間は固定金利で後に変動金利に移行するものなどもあり、その商品展開は実に多彩だ。

住宅ローンの金利は常に変動しているので、すでに利用している住宅ローンより金利の低い商品が、後になって登場するケースは少なくない。このような場合に活用されるのが、住宅ローンの「借り換え」だ。家計の状況に合わせて「当面の返済額を低く抑えたい」場合や、変動金利のローンを利用している人が「将来の金利変動リスクを回避したい」といった場合にも、住宅ローンの借り換えが行われる。

ここで気になるのが、住宅ローンを借り換えた際に、すでに適用を受けている住宅ローン控除を継続して適用できるのかということ。

これについては、国税庁がすでに取り扱いを明確にしている。

それによると、住宅ローンを借り換えた場合にも、同制度を継続して適用することが可能だ。た

だし、新たに借り入れた住宅ローンが以前の住宅ローンを消滅させるためのものであることが明らかであり、かつ、その借入金を住宅の新築や購入、増改築のための資金に充てる場合に限られる。もちろん、同時に、「10年以上の割賦償還の方法で返済する」など、同制度の適用要件を満たしている必要がある。

さらに国税庁は、この取り扱いについて「一度目の借り換えのみに限るべきものではない」としている。つまり、一度借り換えた住宅ローンを再度借り換えた場合も、同制度を継続して適用することが可能というわけだ。

親の借地に子が家

贈与税かからない？

ちまたではある首相やある幹事長のカネ問題がいまだに沈静しきっていない。どちらも身近な問柄での贈与が絡む話であることに共通点がある。贈与税がクローズアップされ、世間の親子間贈与に対する目も厳しくなったように思われる。しかし、どんな場合でも親子間の財産のやりとりすべてがしゃくし定規に課税されるというものではない。

たとえば、親が借地権所有者というケース。通

常、土地を借りていると、権利金が慣習となっている地域では、借地人から土地を又借りして家を建てる場合、又借りした人は本来の借地人に権利金や地代を払うのが普通だ。

しかし、親の借地に子どもが家を建てたとき、権利金や地代を支払うこともまた普通はない。

親の借地権を子どもが権利金や地代なしに無償で使用した場合には、借地権の使用貸借となり、借地権の使用貸借による借地を使用する権利の価額はゼロとして取り扱われている。おかげで、子どもに贈与税が課税される心配はないわけだ。

ただ、そのためには、借地権を使用する子ども・借地人の親・地主の3人が、その借地権を使用貸借で又借りしていることを連名で確認する「借地権の使用貸借に関する確認書」を、使用貸借で借り受けている子どもの住所地の所轄税務署長に提出する必要がある。

なお、借地権の貸借が使用貸借に当たらない場合には、実態に応じ借地権または転借権の贈与として贈与税が課税されることもある。また、使用貸借されている借地権は、将来親から相続するときに相続税の対象となる。相続税計算におけるこの借地権の価額は、他人に賃貸している借地権の評価額ではなく、自分で使っている借地権の評価額となる。

『沖田不動産鑑定士・税理士事務所』人気DVDのご案内

税理士・会計事務所の皆様！広大地に該当するかどうかのお悩みを解決します！！ 広大地評価実例紹介と広大地を活用した節税対策DVD

資産税専門の『沖田不動産鑑定士・税理士事務所』が主催する人気セミナーを収録！！「広大地に該当するか、しないか？」は相続税額に大きな影響を及ぼします。解釈の難しい広大地判定のポイントや、実際に行った最新事例を一挙に公開いたします！



＜税理士・会計事務所・広大地オーナー様向け＞

『不動産鑑定士から見た広大地評価の留意点』

【全3巻セット+テキスト 総収録時間約180分 頒価 ¥10,500 円(税・送料込)】

『広大地評価実例紹介と広大地を利用した相続税対策』

【全3巻セット+テキスト 総収録時間約180分 頒価 ¥10,500 円(税・送料込)】

お申込み
お問合せ

沖田不動産鑑定士・税理士事務所 〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-6第1ビル4階
TEL：048(228)2501 FAX：048(228)2502

沖田不動産鑑定士・税理士事務所 主催

『絶対に知っておきたい!! 道路と相続税土地評価』
セミナー

- ◆開催日時：【新宿会場】5月11日(火) 13時30分～
【船橋会場】5月19日(水) 16時30分
【立川会場】6月2日(水)
- ◆場 所：【新宿会場】アビタス新宿セミナールーム3
(JR新宿駅南口徒歩3分)
【船橋会場】クロス・ウェーブ船橋 中会議室
(JR船橋駅南口徒歩10分)
【立川会場】三多摩労働会館 第一会議室
(JR立川駅北口徒歩4分)
- ◆費用：1人4,000円(テキスト代として)
◆定 員：【新宿会場】50名 【船橋会場】30名
【立川会場】20名(先着順となります)

講師：不動産鑑定士・税理士 沖田豊明
講義終了後に広大地などに関する無料相談会も行っておりますので、お気軽にお問合せください。

新宿・船橋・立川
開催決定！

Features

特集

ㄨフィスで人気の、コピー機能やFAX機能がひとつにまとまった「デジタル複合機」も対象だ。ただしこの税制を適用できるデジタル複合機は「インターネットに接続されているもの」という条件付きなので要注意。また、業務用となると分野によってはコンピューターソフトも高額になりがち。ひとつのソフトが70万円以上、またはその事業年度で購入し使用開始したソフトの取得価額合計が70万円以上の場合も、この税制の対象となる。このほか、3.5トン以上の運送用自動車、海運用船舶なども幅広く対象としている。

中小企業投資促進税制で特別償却と税額控除のどちらかを選択する際には、会社の未来を考えて慎重に選ぶ必要がある。というのも、特別償却は初年度こそ減価償却費を大きく増やすことができるが、減価償却可能な全体額が増えるわけではない。次年度以降は償却額が減ることになる。

特別償却を選択する場合、「取得価額×30%」の特別償却限度額まで償却しなかった場合には、翌事業年度に限りその償却不足額を繰り越すことができる。税額控除を選んだ場合も、その事業年度の法人税額の20%相当額を超えてしまったときは、控除しきれなかった金額を翌年に限り繰り越すことができる。こうした特徴もうまく使いこなしたい。

ただし、この制度による特別償却または税額控除を適用した場合は、研究開発税制を除いて、ほかの制度の特別償却また税額控除は適用できない。また、租税特別措置法の圧縮記帳もNGとなる。

このように償却額をアップさせ減税につなげる制度はあるものの、そもそも税を納められるのは黒字の会社だけ。先のみえない不況の真ただ中にあるいま、赤字の中小企業が圧倒的多数に上るのが現状だ。

そこで、少しでも赤字を抑えるため経費を減らしたい場合には、少額

償却方法変更も視野に

の減価償却資産なら「あえて特例を使わない」という手もある。特例で全額損金にできるところ、あえて通常の減価償却にすることで減価償却費を抑えることができる。

中には「これまで少額減価償却特例を適用して全額損金にしていたし、いまさらやりにくい」と考える企業もあるかもしれないが、突然適用しなかったところで、そこは会社の自由。税務当局に何か口出しをされる心配はないので、どうしても減価償却費を抑えたいときには一考の余地があるだろう。

また、資産の減価償却方法には定率法と定額法があり、資産ごとにどちらかを選んで計算するわけだが（平成10年4月1日以後取得の建物は定額法のみ）、これを変更するという手もある。定率法は、減価償却の初期には高額の減価償却費を計上するが、将来資産が古くなって修繕費がかさむころの減価償却費は低く抑えられるのが長所。定額法は毎年一定額なので将来の減価償却費予想が立てやすいのがメリットだ。

会社の状態にマッチした方法を選びたいところだが、償却方法を変更するには、①現在採用している償却方法で3年以上経過していること（企業合併など特別な場合を除く）

②前事業年度中に償却方法を変更しようとする理由を記載した「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を所轄の税務署に提出して、承認を受けること——などが必要だ。

減価償却費対策として問題となっているのは、株主から厳しく追及されることのないオーナー中小企業などがやりがちな「赤字だから減価償却しない」という荒業。税法上、減価償却について、「する」「しない」は法人の判断に委ねられている。特例を使わなかったことと同様に、減価償却をしなかったからといって、税務署からおとがめがあるわけではない。

しかし「税法上では問題なくとも会計上は問題。いわば隠れた粉飾決算であり、おすすめできない。昔は多かったが、いまは中小企業にもクリーンな決算書が求められているならなおのこと」（都内税理士）。

銀行などの融資審査では、決算書の表面上の数字より、実態が重視される。減価償却をせず数字上は黒字にしても、そこは金融機関も厳しくチェックしてくるので、そうした小細工、は逆にマイナスイメージとなるので気を付けたい。

【表】少額減価償却資産3つのコース

	本則		特例 （中小企業者等のみ）
資産の取得価額	10万円未満	20万円未満	30万円未満
損金算入方法	全額損金算入	3年間均等償却	全額損金算入
限度額	—	—	300万円以下
償却資産税の取り扱い	非課税	非課税	課税 （合計150万円以上）

注：取得価額の判定は消費税の会計処理（税込み方式・税抜き方式）によって異なる。
税込み10万5千円の資産の場合、税込み経理方式なら10万5千円、税抜き経理方式なら10万円。

税理士は経営者のよき相談役です



- ・“天下の悪法”を撤廃する！
- ・中小企業経営者必読
- ・銀行マンは懲役1年並びに罰金100万円の罰則を知っているか！

税理士 岡部 徹

検索

絶賛発売中!!

TEL：03-5340-2501

大島会計事務所

税理士
不動産鑑定士

大島 剛生

税理士

平澤 勝

〒164-0011 東京都中野区中央1丁目40番3号
大島ビル

TEL：03-3363-0811 FAX：03-3366-1376

櫻井会計事務所

税理士
中小企業診断士
社会保険労務士

櫻井 勝人

〒164-0003 東京都中野区東中野1丁目45番10号
カーサ・フォレストーネ東中野B101

TEL：03-3366-1139 FAX：03-3366-1135

E-mail sakurai@sakurai-kaikei.com

- ・資金繰り改善計画支援！
- ・即時会計で月次決算実現
- ・戦略的経営計画でキャッシュフロー改善



木村具成税理士事務所

<http://www.komonzeirishi.com/taka49/>

TEL：03-5380-5365 FAX03-3387-8004
〒164-0001 中野区中野4-5-1 K Iビル6F

Features

特集

法人決算

減価償却を再点検

決算においては、どうしても減価償却費が発生してしまう償却資産の扱いは悩むところ。減価償却資産を取り巻く税制にはさまざまなものがあり、どれをどう使うか慎重に検討したい。赤字を抑えたい企業においては「経費削減」は命題なだけに、減価償却費をどうダイエットさせるかにも注目が集まる。

◀ オフィスを支える減価償却資産

会社が業務用として資産(土地、建物、自動車、機械装置など)を購入したとき、その費用を取得時に全額必要経費とするのではなく、使用期間の範囲内で配分して経費計上するのがいわゆる「減価償却制度」だ。資産ごとに定められた耐用年数に基づき、定額法または定率法を用いてその年度の減価償却費を算出。一定の償却限度額内で損金とするのが基本だが、減価償却を取り巻く税制にはさまざまなものがある。

少額の減価償却資産なら全額を一気に損金算入することが可能だ。資本金1億円以下の青色申告をする中小企業には、少額の減価償却資産の取り扱いについて3つのコースが選択肢として用意されている(表)。まず「10万円コース」。資産が10

万円未満、または使用可能期間が1年未満のものなら、少額減価償却資産として購入した事業年度に全額損金算入が可能というもの。

次に「20万円コース」。取得価額10万円以上20万円未満の資産の場合、3年間で3分の1ずつ償却して

し、この特例を受けられるのは取得価額の合計額が300万円までだ(事業年度が1年未満なら「300万円÷12×事業年度月数」が上限)。

期首に18万円(税込み)のパソコンを1台購入したケースを例に損金算入できる金額を比較してみる。

進税制」を使って「特別償却」または「税額控除」という手もある。

ここでいう特別償却とは、取得価額の30%を「特別償却費」として通常の減価償却費とは別に追加計上できる制度のこと。減価償却費が増大するため、その資産を使い始めた事業年度の納税額を少なくすることができ

る。一方、税額控除は資産の取得価額の7%をその事業年度の法人税

額から控除(法人税額の20%を上限)するもの。ただし税額控除は資本金3千万円以上の法人は選択できない。

中小企業投資促進税制の対象となっている資産は、新品限定。機械・装置なら1台または1基の取得価額が160万円以上のもの。最近オ

赤字ならあえて「特例使わない」

いく「一括償却資産の損金算入制度」が適用できる。

第3が「30万円コース」といわれる、中小企業だけが使える「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」だ。取得価額30万円未満なら、一定要件を満たせば全額損金に算入できる。ただ

少額減価償却制度を使うなら全額の「18万円」が損金算入。一括償却制度による3年間均等償却なら「18万円÷3=6万円」、通常の減価償却なら「18×0.625=約11万円」(定率法、耐用年数4年)だ。

事業年度内に新しく設備投資を行っているなら、「中小企業投資促

納税に際してはプロのアドバイスを!!

お得意先との信頼関係を高めることをモットーとする事務所

所長税理士・登録政治資金監査人 高橋 康正
税理士・行政書士 石井 亜子

高橋会計事務所

〒164-0003 東京都中野区東中野1丁目53番5号 ラポール101
TEL: 03-3371-6515 FAX: 03-3371-6527
FUSION IP-phone 050-5507-0967
E-mail: koseitkj@gol.com

中野で生まれて70年余
開業46年



税理士法人 昂星

代表社員 岩田 克夫

〒164-0001 東京都中野区中野2丁目29番15号501
TEL: 03-3380-2411 FAX: 03-3380-2415

商工会議所の経営指導をうけて事業改善に取り組む小規模事業者の方へ

マル経融資をご活用ください(融資限度額1,500万円)

マル経融資は商工会議所の推薦にもとづき融資される国(株式会社 日本政策金融公庫)の小規模事業者向け(製造業等は正規従業員20人以下、商業・サービス業は5人以下)の融資制度です。

無担保・無保証人!で大変低利です(利率:年1.85% 平成22年3月10日現在)

現在、中野区による支払利子の半額補助が受けられます(3年間限定)
設備資金にかぎり0.5%利下げの優遇措置が受けられます(当初2年間)

お問合わせ先: 東京商工会議所中野支部(中野区新井1-9-1 区立商工会館2階)
電話 3389-1241 Fax 3319-0381



「決算診断提案書」ISO9001 取得
元氣社長の応援団



税理士 山下 康親

〒164-0012 東京都中野区本町3丁目30番14号
コアシティ中野坂上201号
TEL: 03-5351-0800 FAX: 03-5351-0801
URL: http://office-y-y.com

interview

インタビュー

中小企業庁 事業環境部財務課 日暮正毅課長補佐に聞く

顧問先の事業承継 カギは税理士が握る!!

後継者不在による中小企業の廃業は約7万社に及ぶ。いままさに中小企業の事業承継対策は待ったなしの状況だ。経営承継円滑化法が施行するなど、中小企業の事業承継のための環境は整いつつあるが、実際に事業承継をサポートする人が身近にいないという課題も残っている。現在の事業承継の状況などについて中小企業庁事業環境部財務課(企画調整担当)の日暮正毅課長補佐に話を聞いた。

……

——中小企業の事業承継問題が深刻化しています。

日暮 この問題は、経済活性化の面からも非常に重要な意味を持っています。国内企業の9割以上が中小企業であり、雇用面からも約7割を支えています。中小企業白書によれば、年間29万社が廃業、このうち後継者不在による廃業は約7万社です。経営者の高齢化も進んでいますので、国としても事業承継については円滑に進められるように全力でサポートしています。

——「非上場株式に係る相続税の納税猶予制度」、いわゆる事業承継税制が整備されましたが、現状

の利用状況はいかがですか。

日暮 平成21年4月1日にスタートした事業承継税制は、一定の要件を満たせば、自社株にかかる相続税の8割が納税猶予され、自社株の継承がうまくいかないために事業を畳まざるを得ないという事態を防ぎ、地域経済の活性化や雇用の維持を図るために設けられました。同税制の適用を受けるためには、「経済産業大臣の認定」「経済産業大臣の認定」を経る必要があります。この「経済産業大臣の認定」とは、相続開始前に経営者が計画的な事業承継への取り組みを行っているかどうかを確認するものです。これを受けたうえで、相続を開始した後に、必要な要件を満たしていることについて「経済産業大臣の認定」を受けることとなります。平成20年10月1日から同22年2月26日までの円滑化法の適用実績は、金融支援で23件認定、贈与税については26件認

定、相続税は137件が認定されました。計画的な取り組みについては、確認件数403件となっています。

——まだ利用件数が少ないように思いますが。

日暮 相続が発生しても相続税を納めているのはわずか約4%です。でも、そもそも、対象者は限られています。足下、実績は堅調に増加しているのではないのでしょうか。引き続き、普及に努めながら、状況をもう少しみていきたいと思っています。

——平成20年10月1日から同22年3月31日までに相続が開始した場合、「確認」を受けるための期間が十分でないため、要件を満たせば「確認」がなくても「認定」を受けることができますね。

日暮 もともと確認手続きを入れた背景には、事業承継はある種事件というかたちで発生して、計画的な取り組みをしていないと、会社の経営においてさまざまな問題が生じてしまう傾向があることです。計画的な事業承継を促しながら、税制面でも集中的に支援していくという考えに立って、計画的な事業承継の取り組みをしているかどうかの確認を経て、それを前提に、その後納税猶予制度という流れを基本にしています。施行直後は、確認という制度固有の行政手続きを制度利用の要件として必ず求めるというのは酷だろうというところで、経過措置として附則第2条で、一定の計画的な取り組みが行われているならば、確認という手続きなしでも認定手続きに進

むことが認められています。ただ、平成22年4月1日以降に発生する相続からは、本経過措置がなくなりますので、計画的な取り組みをすることが納税猶予制度を利用するに際して原則必要となります。

——中小企業の良き相談役である税理士がその辺りを十分に指導してほしいですね。

日暮 ぜひ、お願いしたいです。相続は突然やってきます。経営者の先生方には、日ごろから経営者と計画的な事業承継についてよく話し合っていたいただきたいですね。

——顧問税理士という立場上、経営者に事業承継の話をしにくいところもあります。税理士はどのような取り組みで事業承継をサポートしていけばよいと思いますか。

日暮 先代経営者と後継者のコミュニケーションが取れていない話をよく聞きます。そのため、きちんとコミュニケーションを図れるようなサポートを税理士先生にお願いしたいですね。ちょうど、経営承継円滑化法では、計画的な取り組みが納税猶予制度の前提となっています。事業承継の話をする際のキッカケとなったらよいのではないのでしょうか。

——事業承継税制においては、税理士の中からは要件が厳しいという声もありますか。

社長と後継者の橋渡し役

日暮 確かにそのような指摘も受けますが、むしろこれくらいの要件を課すのは当然だという意見の税理士の先生もいらっしゃると思います。厳しいという意見で一番聞くのが「事業継続期間の5年間は雇用の8割以上確保しなければならぬ」ということです。この雇用8割要件は、この制度の背骨の部分、根幹の部分です。ある種、相続税はお金持ちだけが払う税金で、お金持ちが払う税金をどうして優遇する必要があるのかという感情が一般的にはあります。ただ一方で、非上場株式は相続が発生しても売却できない。現金化できないから、相続時に事業用資産を手放す必要が出てくる。そうすると雇用の維持・確保などを担う中小企業の経営が不安定になり、弱体化・場合によっては倒産・廃業につながる状況も考えられます。そこで、雇用維持、地域経済の活性化を担っていただいている企業については、納税猶予というかたちで税の特例を認めるという制度が創設されました。

——今後の事業承継関係での取り組みは何かありますか。

日暮 事業承継税制を含め、経過を十分にみながら問題点などが出てくれば対処していきたいと思っています。平成22年度には全国に中小企業応援センターを設け、事業承継をはじめとする経営課題に对应していきます。事業承継は税制だけではなくいろいろな課題がありますので、ソフト面での支援にも力を入れていきたい。ちなみに、5月14日には、東京・千代田区の秋葉原コンベンションホールで、エヌビー通信社主催の税理士向けの事業承継に関するカンファレンスで講演をさせていただきます。ぜひ、この機会に先生方からも貴重なご意見をいただければと思っています。

中小企業庁 特別基調講演

事業承継・後継者問題と顧問先M&A～これからの税理士の役割～

平成22年5月14日(金) 秋葉原コンベンションホール (JR秋葉原駅前 秋葉原ダイビル2階)

中小企業の外部相談役として経営者が最も信頼を置く税理士の先生方を対象に、中小企業における近年の社会問題である後継者不在による事業承継問題と税理士の今後の役割をテーマに中小企業庁より講師を招き解説いただくとともにディスカッションを展開いたします。

参加無料

開催時間 ●14:00～17:00 (開場 13:30)

定員 ●200名

参加対象 ●税理士

【参加お申込み受付】定員になり次第終了

●下記の電話またはホームページからお申込みください

●TEL.03-3971-0111 ※5/14セミナー申込とお伝えください(受付9:00～18:00)

●ホームページ www.np-net.co.jp

エヌビー通信社

検索

14:00～

15:00

1部●基調講演「中小企業の事業承継 現状と課題」～今後の税理士への期待～

講師:中小企業庁 事業環境部 財務課 課長補佐 日暮正毅 氏

15:15～

16:30

2部●パネルディスカッション「顧問先の事業承継の現状、問題点及びその解決策」～M&Aという選択における税理士の役割～

メインパネラー: 古川英一 氏

TOKYO企業情報株式会社 代表取締役社長

早稲田大学大学院ファイナンス研究科 非常勤講師

参加パネラー: 顧問先M&A体験をもつ会計人

司会: 宮口貴志 氏 エヌビー通信社取締役「納税通信」編集長

※内容は変更となる場合がございます

▶赤字会社も容赦ナシ



3月が決算期だった会社は多いが、長引く不況などの影響により、今期は赤字に転落する中小企業が多そう。そのため、経営者の中には、「とりあえず、税務調査の心配だけはしない」と考えている人もいるようだ。それは大きな誤解。実は、法人税調査の3件に1件は赤字会社に対するものなのだ。このところ急増している赤字会社の調査に迫った。

平成20事務年度は4万9325件の赤字企業に実地調査が入っているが、そのうち、本来黒字で申告する必要のあった企業は約14%の6956件。長引く不況に便乗し、不正経理による仮装赤字が横行していることが分かる。そのため当局では、赤字企業に対する調査を強化しているところだ。

油断禁物 赤字会社も調査ターゲット

仮装・隠ぺい見逃しません

できたのに、一挙に多額の赤字を計上した企業。このような企業に対しては、赤字転落の原因をチェックし、何かおかしい処理が行われていないか徹底的に調べ上げる。売上利益と棚卸し高に大きな変化はないか、交際費の処理が適正に行われているかといった調査のセオリーといえる部分はもちろん、企業の抱える不良債権についても厳しくチェックする。倒産が相次ぐこのご時世、この企業にも回収できない債権の1つや2つはありそうなのだが、たとえば、貸倒損失を処理するタイミングが不自然に早い場合、調査官の目がキラリと光る。貸倒損失の中に使途の不明瞭な支出を潜り込ませておくケースも少なくないためだ。

また、長引く不況の影響で地価は下落の一途をたどっているところだが、税務署は、赤字企業が計上する不動産売却損にも注目する。これは、購入当時の使途不明な支出を、不動産の購入原価に含めていないかチェックすることが目的だ。購入原価を意図的に引き上げておくことで、不動産売却時の時価との差額が大きくなり、黒字を軽減する効果が高くなるというわけだ。

また、赤字だからといって油断できないのが消費税調査。一般的には、法人税や所得税の調査とセットで行われるものだが、赤字企業が消費税の還付申告をした場合などに限っては、消費税単独での調査ということも考えられる。

ターゲットになりやすいのは、消費税申告に不慣れな新規課税事業者。自分が課税事業者となったことを認識していないケースが多いからだ。

消費税調査で重点的にチェックされるのが、消費税固有の処理、たとえば、仕入税額控除に関する処理だ。課税売上となるものを非課税売上にしていないか、不課税仕入となるものを課税仕入にしているかといったところが確認される。また、期末の仕入れが急増している場合には、引き渡しを受けた時期を確認すると同時に、期末に不振な大口資産の取得がないか併せて確認する。さらに、人件費など不課税課目の金額を過去の数字と比較し、過去の推移とあまりにもかけ離れているような場合には、ほかの課目へ付け替えていないかチェックする。

「赤字だから調査は来ない」と高をくくっていると、実際に調査が入ったときにおかしな対応をしてしまいかねない。赤字企業といえども、入念に調査対策を練っておくことが必要だ。

見越して分社節税!? グループ法人税制が足かせに

鳩山政権の 中小企業優遇



▲分社化のメリットは大会社だけのものではない

黒字決算が見込める企業の間で関心が高いのが「法人の分社化」だ。鳩山政権になり、中小企業へ優遇措置が広がっていることから、分社化して身軽に動こうという気運が出てきている。また、事業規模が大きくなった会社が行う場合、それ自体が節税につながる可能性もある。ただ、グループ法人税制の導入となれば、グループ内で黒字減らしを行うことが難しくなる。

分社化による節税メリットは、まず、中小企業の軽減税率が有効利用できることがある。中小企業は、800万円以下の所得金額に18%の軽減税率が適用される。これを利用して、事業規模が大きくなり所得金額が800万円を上回るような会社に分社化すれば、法人税の節税が図れる。今回は見送られたが、民主党はマニフェストに、中小企業の18%の軽減税率をさらに下げることを明記。そのため「それを見越して分社化も考えられる」というのだ。

さらに、分社化により課税売上高が小さくなれば、消費税の免税または簡易課税制度が適用できる。ただし、分社方法によっては、課税売上高の判定に分社前の課税期間が適用され、すぐには効果が発揮されないこともある。

主な変更点は、①固定資産など一定の資産の移転があった場合、資産がグループ外に出るまで課税繰り延べ②グループ内の受取配当の全額益金不算入③グループ法人間の寄付金全額損金・益金不算入——などだ。

これらの改正により、黒字子会社に含み損のある資産を譲渡して黒字減らしを行う手法が使えなくなった。逆にいうと、グループ内での資産のやりとりには柔軟性が生まれたともいえる。会社を分割して分社化する際には、債権者に対して分社に異議がないか確認する期間が1カ月以上必要だが、条件さえそろえば確認不要。

分社・合併ともに実務上は大きな手間が発生するため気軽にできないが、うまく活用すれば大きな効果が望めるようだ。

人がすべての
街づくり
夢づくり

SEIBU
西武信用金庫

西武信用金庫 中野区内 支店ネットワーク

- | | | |
|---------------|---------------|----------------|
| 本店 | (03)3384-6111 | ■中野区中野 2-29-10 |
| 中野北口支店 | (03)3387-5161 | ■中野区新井 2-30-1 |
| 本町通支店 | (03)3362-1231 | ■中野区中央 3-1-1 |
| 薬師駅前支店 | (03)3386-2181 | ■中野区新井 5-29-1 |
| 鷺宮支店 | (03)3330-2321 | ■中野区若宮 3-16-11 |
| 東中野支店 | (03)3368-0171 | ■中野区東中野 5-3-5 |



企業がつづく
チカラになりたい。

企業のために、経営者とともに。

DAIDO 大同生命 新宿支社/東京都新宿区新宿4-3-25
(オリックス新宿ビル6F) TEL 03-3357-5221

納税通信

東京国税局管内 特別号外
中野区エリア版
平成22年4月5日発行
©エヌビー通信社

『納税通信』(東京国税局管内 特別号外 中野区エリア版)は、「税務行政当局と納税者の相互理解を深めるための情報紙」として、中野区内全域の『日本経済新聞』(宅配分)に不定期で折り込み配布している無料紙です。発行に際しては中野税務署に取材面でご協力いただきました。また、中野法人会、中野青色申告会をはじめとする税務協力団体や、地域の経営者を強力にサポートする税理士の先生方、さらには地元に着目した活動を展開する経済団体、保険会社などに、ご賛同およびご協賛をいただきました。紙上にて御礼申し上げます。

【エヌビー通信社・編集局企画編集室】

＜お知らせ＞
本紙『納税通信』の通常号は
毎週月曜日発行です。
年間購読料(前納・送料共)36,700円
www.nouzei.jp
03(3971)0114(直通)
購読・広告申込

税金逃れの罰則強化へ

国民の義務である「納税」。その犯罪者に対して、罰則強化が図られる。最近の脱税件数は上昇傾向にあり、大口の無申告や源泉所得税の不納付だけでなく、消費税の不正還付も増加している。そのため、罰則強化により悪質な脱税を防ぐことが狙い。実現すると昭和56年以来約30年ぶりの租税罰則の見直しとなる。

ここ数年の脱税額の大幅な増加は、いまや国税当局の悩みの種となっている。平成17年度の脱税総額では274億円だったものが、同18年度になると303億円、同19年度には353億円、同20年度は351億円と、直近2年だけを見ると350億円を超えている。

1件当たりの脱税額についても、同17年度は、1億2800万円だったものが、同18年度には1億3800万円と前年度より1千万円もアップ。同19年度には1億6200万円、同20年度には1億6900万円と、実に同17年度から4千万円も増えているのだ。

全国の国税局では、こうした大口・悪質な脱税者の刑事責任を追及するため、査察調査を実施しているが、当局のマンパワーにも限界があり、脱税者を抑制することはいまや税務行政上、重要事項になっている。そのため課税の公平を確保する目的から、同22年度税制改正大綱の「所得税法等の一部を改正する法律

【表】租税に関する秩序犯罰則の見直し(国税関係)

条文等(現行)	改正案	現行
【申告書不提出犯】		
所得税法241条 法人税法160条 相続税法69条 地価税法40条 消費税法66条 酒税法56条	・懲役 1年以下 ・罰金 50万円以下 ・申告書不提出犯の対象に、相続税法及び租税特別措置法に規定する義務的修正申告及び義務的期限後申告書を提出しない場合を含める。	・懲役 1年以下 ・罰金 20万円以下
印紙税法24条	・懲役 1年以下 ・罰金 50万円以下	・懲役なし ・罰金または料料5万円以下
【検査忌避犯、虚偽帳簿書類提示犯、帳簿義務違反等】		
○検査忌避犯、虚偽帳簿書類提示犯等 所得税法242条 法人税法161条・162条 相続税法70条 消費税法65条 租税法42条の3第1項	・懲役 1年以下 ・罰金 50万円以下	・懲役 1年以下 ・罰金 20万円以下
消費税法68条 国税徴収法188条	・懲役 1年以下 ・罰金 50万円以下	・懲役 なし ・罰金 10万円以下
国税通則法126条	・罰金 30万円以下	・罰金 3万円以下
○検査忌避犯、帳簿義務違反等 印紙税法25条1・2・3	・懲役 1年以下 ・罰金 50万円以下	・懲役 なし ・罰金または料料3万円以下
【その他】		
○免税物品の不正譲渡犯等 消費税法67条	・懲役 1年以下 ・罰金 50万円以下	・懲役 なし ・罰金 20万円以下
○納付印等密造犯 印紙税法23条	・懲役 1年以下 ・罰金 50万円以下	・懲役 なし ・罰金または料料10万円以下
○届出書等不提出犯 印紙税法25条2号	・罰金 30万円以下	・罰金または料料3万円以下
○印紙不消犯等 印紙税法26条	・罰金 30万円以下	・罰金または料料1万円以下(罰金等臨時措置法により2万円)

申告書不提出

にも厳しく

案」には、租税罰則の強化が盛り込まれた。早ければ今年6月1日以降の適用となる。

気になる租税罰則の強化内容は、所得税および法人税、相続税、地価税、消費税の脱税犯(不正還付犯)に対する懲役刑の上限を、現行の5年以下から10年以下にするほか、罰金の上限を、現行500万円以下のところを1千万円(定額部分)に引き上げる。また、所得税の脱税犯の対象に、非居住者の給与等につき源泉徴収を受けない場合も含むことになっている。

源泉所得税の脱税につい

ては現在、懲役刑の上限を3年以下、罰金50万円以下にしているが、これも懲役10年以下、罰金100万円以下に引き上げる。源泉所得税の不納付犯についても、現在、上限は懲役3年以下、罰金100万円以下になっているが、こちらも懲役10年以下、罰金200万円以下と2倍近く刑罰を重くする。

印紙税などの申告書不提出犯についても、現在の上限である懲役1年以下、罰金20万円以下を、懲役3年以下、罰金100万円以下に見直す。

滞納処分免脱犯にかかわる罰金刑についても引き上げ、納税者やその財産を占有する第三者については現状の50万円以下から250万円以下と5倍も重くするほか、これらのものの相手方についても、30万円から150万円に引き上げる。

刑罰強化は何も脱税犯だけでなく。秩序犯についても見直しを図る(表参照)。

まず、所得税、法人税、相続税、地価税、消費税、酒税に関して、申告書不提出の場合は、罰金の上限を20万円以下から50万円以下に改め、不提出犯の対象に、相続税法および租税特別措置法に規定する義務的修正申告や義務的期限後修正申告を提出しない場合も含めるとしている。

印紙税については現在、懲役刑は科せられていないが、見直し後は懲役1年以下となり、罰金または料料として現状5万円以下となつてるところを、料料規定を廃止し、罰金50万円以下に引き上げる。

脱税なら懲役、罰金は倍以上に

このほか、所得税、法人税、相続税、消費税などの検査忌避(けんさきひ)犯、虚偽帳簿書類提示犯、帳簿義務違反の秩序犯についても、現状は懲役刑がないところ、1年以下の懲役刑を設け、罰金も50万円以下に引き上げる。ただし、印紙税の不提出犯・不消印犯、国税通則法(126条)および租税特別措置法(66条の4第12項、68条第11項)に規定するものは30万円以下の罰金となる。

こうした罰則強化は、同22年度税制改正大綱をまとめていく中で出てきたもので、当初「無申告脱税犯」についても狙上(そじょう)に載っていた。これは、納税申告書を法定提出期限までに提出しないことにより税を免れた納税者を処罰するもの。故意的に納税を逃れる脱税犯と申告書不提出犯の法定刑のバランスを考え、5年以下の懲役、500万円以下の罰金を科すということで検討されていたが、今回は見送られた。もし「無申告脱税犯」が盛り込まれた場合、故意的でなく無意識に申告書の提出を忘れていたケースでもこの犯罪に問われることになる。

民主党が昨年作成した政策集では、租税に対する罰則強化や重加算税の割合の引き上げなどが盛り込まれた。今回は、皮肉にも鳩山首相自ら税金で大きな問題を起こしたことから見送られた格好が強い。そのため、同23年度税制改正では、政策実現のためにさらに罰則強化が図られる可能性も強い。

セミナー【設備機器リースを利用した賢い賃貸併用住宅経営セミナー】開催

日時 平成22年4月23日(金)、4月24日(土)
13時～17時(受付開始12時30分)
会場 新宿マインズタワー21階スカイルーム
定員 30名
参加費 無料

共催：東京電力、積水ハウス東京西支店

申し込み・お問い合わせ

TEL：0120-78-3221

FAX：03-5352-3229

積水ハウス セミナー事務局 担当 藤、岸野 まで

スケジュール

★個別相談：13:00～17:00 ※要予約

<1部>13:00～13:50

設備機器リースを利用した賢い賃貸併用住宅経営
講師：東京電力スタッフ

<2部>14:10～14:50

賢い併用住宅経営 最新事例紹介
講師：積水ハウススタッフ

